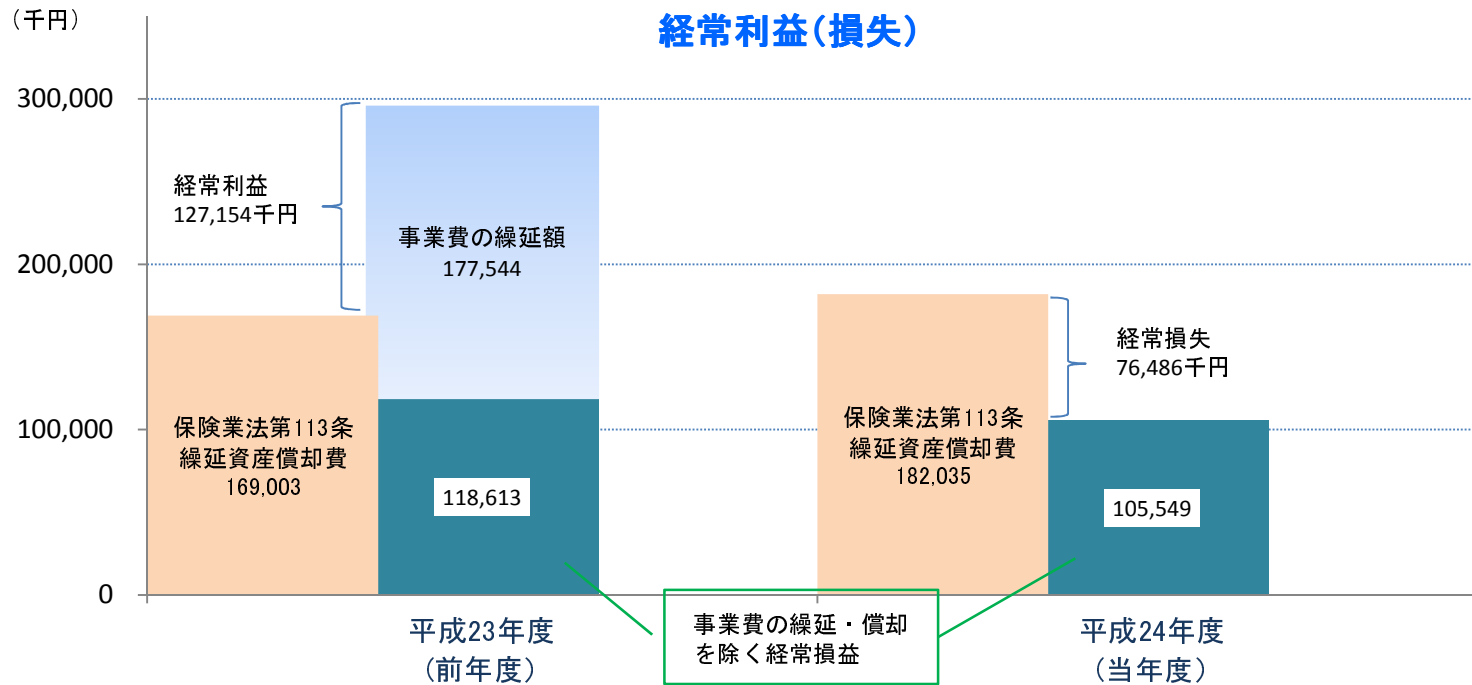


平成23年度を以って、保険業法第113条に基づく事業費の繰延期間が終了しました。
これにより、平成24年度の当社の経常損益は平成23年度との比較において、構成する要素が
変わりました。



少額短期保険業者は、創業当初に事業を軌道にのせるために多大な費用がかかることから、保険業法において、少額短期保険業の登録から5事業年度の事業費を繰り延べ、その後10年以内にわたって償却することが認められています。当社は、保険業法および定款の規定に基づき、事業費の一部を繰延資産として計上し、5年間で均等償却を行っております。平成23年度を以って繰延期間は終了しましたが、平成24年度以降も繰延資産償却費は残ります。